

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金／授業料等減免）

制度の概要について

1. 制度の趣旨

低所得者世帯であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減し、真に支援が必要な世帯の者に対して、「給付奨学金」と「授業料等減免」をセットにして措置する。

2. 支援内容

「授業料の減免」および「給付型奨学金の支給」

支援内容		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
授業料減免（年額）		540,000円	第Ⅰ区分の 2/3	第Ⅰ区分の 1/3
給付型奨学金 （月額）	自宅生	38,300円		
	自宅外生	75,800円		

【第Ⅰ区分】本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※自宅外生であることの証明書類の提出が毎年度必要となります。

3. 支援の対象等について

(1) 対象者 ※次の①～③全てに該当する者

①2020年度に在籍する学生（修業年限内の者）※留学生は対象外となります。

②住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

③学修の意欲や目的、将来の展望等が確認できること

※現在、日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）を受けている方も申請できます。

(2) 選考基準

【学力基準】

※2019年度末の学業成績等が、次の①または②のいずれかに該当すること。

①GPAが在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること

②修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

※標準単位数＝卒業に必要な単位数（124単位）÷修業年限（4年）×在学年数

①または②のいずれかに該当する場合でも、標準修業年限で卒業できないことが確定している場合には採用されません。

【家計基準】（収入基準・資産基準）

※学生本人と生計維持者が、次の①「収入基準」および②「資産基準」のいずれにも該当すること。（学生本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要となります。）

①「収入基準」

日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「進学資金シミュレーター」において、収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

②「資産基準」

生計維持者が2人の場合：2,000万円未満

生計維持者が1人の場合：1,250万円未満

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（預貯金、有価証券、投資資産として保有する金・銀等の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。

4. 申請の手続きについて【在学予約：11月申請】

給付奨学金を申請した後に授業料等減免の申請をする流れになります。

（給付奨学金と授業料等減免がセットで支援されますので併せて申請してください。）

① 説明会で申請書類を配布します。

（説明会に参加できない場合は、11月14日（木）までに学生・教務課で受け取ること。受け取りましたらすぐに内容を確認し、その後の手続きを期限内に行ってください。）

② 給付奨学金の申請書類の提出／提出期限：11月21日（木）17：00

③ 申請書類提出後、スカラネット（インターネットの情報システム）入力に必要な識別番号（ユーザーID・パスワード）を交付。

④ スカラネットより申込情報を入力／入力期限：11月28日（木）

⑤ マイナンバーを簡易書留で日本学生支援機構へ郵送にて提出する。

提出期限：スカラネット入力後1週間以内

⑥ 授業料等減免の申請書類の提出期限は、後日、お知らせします。

※事情により今回の申請に間に合わない場合は、令和2年4月に申請できる機会があります。

5. 保護者の方と一緒に確認していただくこと

支援の対象となるか、どのくらいの支援が受けられるか日本学生支援機構のホームページ「進学資金シミュレーター」で大まかに調べることができます。自分が支援対象となりそうか生計維持者（父母）と一緒に調べてみてください。

●日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

6. 注意事項

・支援の継続にあたり、毎年度、適格認定を実施し、家計基準、成績基準を満たされない場合は廃止されます。